

平成 15 年 6 月 10 日

各 位

会社名 イーピーエス株式会社 代表者の 取締役社長 厳 浩 役職氏名 取締役社長 厳 浩 (登録銘柄コード番号:4282) 問い合わせ先 常務取締役 神宮 孝一電話番号 03-5684-7797(代表)

## 発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 15 年 5 月 30 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行並びに当社株式の売出しにつきましては、発行価格及び売出価格等が未定でありましたが、本日、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.公募による新株式発行(一般募集)

(1) 発 行 価 格 1株につき 金 753,600円 (2) 発行価格の総額 1,281,120,000 円 (3) 発 行 価 額 706,500円 1株につき 金 (4) 発行価額の総額 1,201,050,000 円 (5) 発行価額中資本に組入れない額 1株につき 金 353,250 円 平成 15 年 6 月 11 日 (水)~平成 15 年 6 月 13 日 (金) (6) 申込期間 (7) 払込期日 平成 15 年 6 月 18 日 (水)

(注)引受人は発行価額にて買取引受を行い、発行価格(募集価格)で募集を行います。

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)

(1) 売 出 価 格1株につき 金 753,600 円(2) 売出価格の総額376,800,000 円(3) 引 受 価 額1株につき 金 706,500 円(4) 引受価額の総額353,250,000 円(5) 申込期間平成 15 年 6 月 11 日 (水)~平成 15 年 6 月 13 日 (金)(6) 受渡期日平成 15 年 6 月 19 日 (木)

(6) 受渡期日 平成 15 年 6 月 19 日 (木)

(注)引受人は引受価額にて買取引受を行い、売出価格で売出しを行います。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

(下記 < ご参考 > 2. をご参照下さい。)

(1) 売出株式数 300 株

(2) 売 出 価 格 1株につき 金 753,600円

(3) 売出価格の総額 226,080,000円

(4) 申込期間 平成 15 年 6 月 11 日 (水)~平成 15 年 6 月 13 日 (金)

(5) 受渡期日 平成 15 年 6 月 19 日 (木)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(および訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行(上記3. オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

(下記 < ご参考 > 2. をご参照下さい。)

(1) 発行価額 1 株につき 金 706,500 円

(2) 発行価額の総額(上限) 211,950,000円

(3) 発行価額中資本に組入れない額 1 株につき 金 353,250 円

(4) 申込期間 平成 15 年 7 月 14 日 (月)

(5) 払込期日 平成 15 年 7 月 15 日 (火)

## <ご参考>

1.一般募集における価額(発行価格)及び売出価格の算定

算定基準日及びその価格 平成 15 年 6 月 10 日 785,000 円

ディスカウント率 4.00%

2.オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、新光証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式 300 株の売出しであります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、新光証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させる目的で、当社は平成 15 年 5 月 30 日(金)開催の取締役会において、新光証券株式会社を割当先とする当社普通株式 300 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を決議しており、その払込期日は平成 15 年 7 月 15日(火)であります。

また、新光証券株式会社は、平成 15 年 6 月 14 日 (土) から平成 15 年 7 月 8 日 (火) までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(300 株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(300 株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(300株)から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、新光証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

- 3.新株式発行による調達資金の使途
  - ・公募増資資金の使途

今回の公募増資による手取金概算額 1,186,050 千円については、150,000 千円を設備投資 資金に、160,000 千円を既存のグループ会社への投融資資金に、876,050 千円を運転資金に 充当する予定であります。

第三者割当増資資金の使途

今回の第三者割当増資による手取金概算額上限 210,450 千円は、全額を将来予想される競争への対応、人員獲得等に充当する予定であります。

il F

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(および訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。